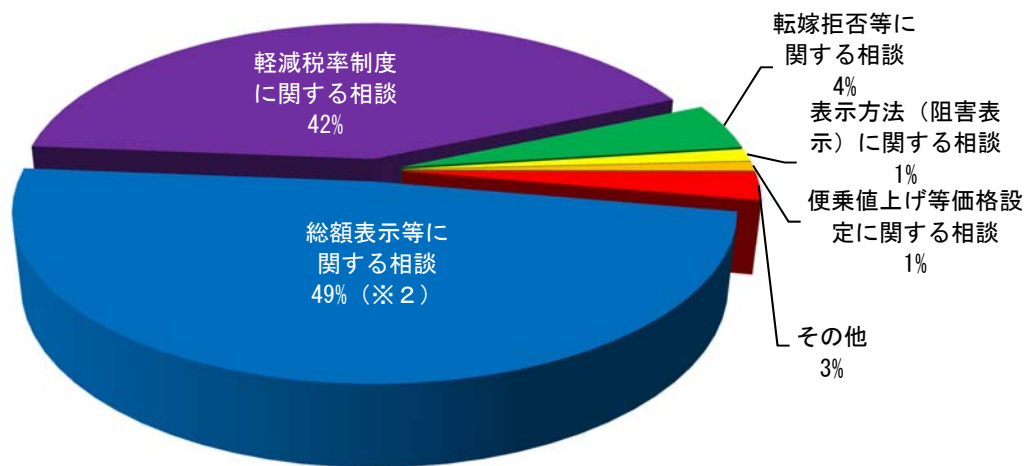


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 10 月(10/1～10/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

10 月の相談件数：電話 290 件、メール 44 件
【相談内容（全 334 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 税抜 100 円の商品について、50 円値引きする旨の表示がされていたため、税抜価格である 100 円から 50 円値引きされ、税込 54 円になるものと思っていたところ、レシートを確認したら税込 108 円からの 50 円値引きで支払金額は税込 58 円でした。税抜価格から値引きした金額に消費税を掛ける値引き処理が正しいのではないのでしょうか。

A. 値引き販売の際に行われる価格表示の「〇割引」あるいは「〇円引き」とする表示自体は「総額表示義務」の対象とはなりません。事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのことは事業者の判断に委ねられております。御相談のケースのようにどちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、消費者に疑問や誤解を与えることのないように、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 15%、消費税一般に関する相談が 85%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 公益社団法人や公益財団法人なども消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者になりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当する可能性があるので、公益社団法人や公益財団法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当します。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡は軽減税率の対象となりますが、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は軽減税率の対象になりますか。

A. 軽減税率制度の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限ります。)の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の対象なりません。

Q. 軽減税率制度の実施に伴い、免税事業者が留意する事項はありますか。

A. 平成31年10月1日からの軽減税率制度実施後は、免税事業者であっても、課税事業者に対して軽減税率の適用対象となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から「軽減対象資産の譲渡等である旨」等を記載した区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。そのため、日々の業務において適切に商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。

更に、平成35年10月1日からの適格請求書等保存方式の導入後は、課税仕入れに係る消費税額を控除(仕入税額控除)するためには、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書の保存が必要となります。このため、適格請求書等保存方式が導入されると、免税事業者からの仕入れについては適格請求書の交付を受けることができないことから、取引先は仕入税額控除を行うことができなくなります。

一方、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。また、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の納税義務が免除されません。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですので、上記のような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610